

史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書

余市町

序

余市町長 阿 部 省 吾

史跡旧余市福原漁場は、明治十年から二十年代を全盛に余市の福原家が営んだ漁場で、江戸時代末から明治時代にかけての北海道日本海岸の漁業活動、とりわけ鯨漁を知ることのできる貴重な遺構であり、千石場所と言われた当時の漁場の姿をまとめて残しており、このことは北海道でも他に例がないことから、その価値が認められて昭和五十七年二月十二日、文化財保護法により国の史跡に指定され、その後も昭和五十九年八月二十九日と昭和六十二年十二月二十五日に史跡の追加指定を受けた。

この漁場は、明治十三年頃から初代福原才七が浜中町の土地や建物等を買入れたりして手中におさめ、事業の拡大も計って明治二十年頃には、余市でも大きい漁業家となっていたが、度重なる悪条件のもとで所有者も度々変わり、大正六年に川内藤次郎が所有者となつてからは、川内家の本居として昭和五十八年頃まで居住していたが、昭和五十六年九月八日に川内家のご好意により、一連の建物が町に寄贈されたため町有財産として登記し、敷地については昭和五十七年から国及び道の補助を得て、年次計画で買収の上、郷土の貴重な遺産として保存することとした。

町は、ただちに北海道教育庁、文化庁の指導と助言を得て保存修理の計画をたて、修理事業費四億七千七百万円、国費及び北海道費を得て昭和五十八年七月着手、以来十一年八カ月を要して建物の復原・修理、周辺的环境整備が行われ、平成七年三月完了、往時をしのぶ漁場の再現を見るに至った。

余市町はもとより、関係者一同の深く喜びとするところであり、この貴重な国民的文化遺産を永く後世に継承する重要性をあらためて強くするものである。

この報告書は、工事の記録と工事中の調査に基づく各種資料をまとめたもので、これが文化財を広く世に紹介するとともに、後世に伝える資料として各界に利することの多きを期待している。

終りに、終始専門的立場から指導を賜った文化庁担当官及び北海道教育庁関係者、工事の設計監理及び本報告書の執筆と編集にあられた財団法人文化財建造物保存技術協会並びに環境整備設計業務を受け持たれた株式会社環境開発研究所、更にこの事業にご協力をいただいた関係者に対し深甚なる敬意を表するものである。

第一節 官報告示及び指定説明

1 官報告示

○文部省告示第二十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

昭和五十七年二月十二日

文部大臣 小川 平二

| 名称 | 所在地 | 地域 |
|---------|--------------|--|
| 旧余市福原漁場 | 北海道余市郡余市町浜中町 | 一四七番ノ一、一四七番ノ二、一四七番ノ四、一五〇番ノ一、一五〇番ノ二、一五七番ノ一、一五八番ノ四 |

○文部省告示百二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡旧余市福原漁場（昭和五十七年文部省告示第二十号）に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

昭和五十九年八月二十九日

文部大臣臨時代理 国務大臣 藤波 孝生

| 所在地 | 地域 |
|--------------|-------------------------------------|
| 北海道余市郡余市町浜中町 | 国有林余市事業区二九二林班い小班のうち実測三、三八七・八八平方メートル |

備考 地域に関する実測図を北海道教育委員会及び余市町教育委員会に備え置いて縦欄に供する。

○文部省告示第百三十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡旧余市福原漁場（昭和五十七年文部省告示第二十号及び昭和五十九年文部省告示百二十一号）に次に掲げる地域を追加して指定する。

昭和六十二年十二月二十五日

文部大臣 中島源太郎

| 所在地 | 地域 |
|--------------|------------------------------------|
| 北海道余市郡余市町浜中町 | 一五七番ノ二、一五七番ノ四、一五七番ノ五、一五七番ノ六、一五八番ノ三 |

2 指定理由

(ア) 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡6 (その他産業交通土木に関する遺跡)

(イ) 説明

北海道日本海岸の江差・寿都・余市・留萌等の沖合は、古くから鱧・蛙等の漁場として知られていた。ヨイチ(余市)は、場所請負制度下の江戸時代でも大きな場所として知られ、運上家が設けられていた。明治二年、場所請負制度は廃止され、表面上は独占的な生産と流通は否定されたが、旧請負人はなお大きな力をもっていた。

こうしたことを背景に、北海道の日本海岸には、江戸時代から漁業関係の建物が多く建てられた。

今回指定するのは、余市町の浜中町にすでに幕末から定住していたことが確認される福原家が経営する漁場のうち、主として建物の存在する部分と若干の干場である。現存する建物は、主屋、倉庫（文書倉）、倉庫（米・味噌倉）、倉庫（網倉）、便所、物置小屋の六棟である。舟倉、石蔵、作業場等は失われている。主屋は、約三分の一解体されて現存しないが典型的な平入型番屋建物であり、米・味噌倉と便所は、江戸後期の建築と考えられている。

北海道の江戸から明治時代にかけて漁業活動、とりわけ鯨漁を知ることができるといえる。諸遺構がほとんど失われてしまった今日、余市町浜中町の福原漁場は、その漁業活動を物語る諸建物が、一部は失われたとはいえ、よくまとまって遺存する好例であり、江戸時代の場所請負制度とその遺制及び明治時代の日本の漁業活動の一端を語る遺構として貴重である。

第二節 建造物の規模

| 名称 | 桁行 m | 梁間 m | 軒出 m | 軒高 m | 棟高 m | 平面積 m ² | 屋根面積 m ² |
|------|--------|--------|-------|-------|--------|--------------------|---------------------|
| 主屋 | 19.100 | 22.622 | 0.756 | 3.600 | 6.840 | 134.880 | 331.110 |
| 文書倉 | 22.726 | 6.333 | 0.606 | 4.400 | 11.650 | 80.976 | 199.550 |
| 米味噌倉 | 16.160 | 7.271 | 1.103 | 6.800 | 7.333 | 133.104 | 257.650 |

| 種別 | 倉 | 石蔵 | 物置 | 便所 | 網倉 |
|------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 桁行 | 16.160 | 22.726 | 6.333 | 4.393 | 7.271 |
| 梁間 | 7.271 | 10.480 | 3.626 | 2.777 | 5.856 |
| 軒出 | — | 0.455 | 0.455 | 0.909 | 0.455 |
| 軒高 | — | 5.454 | 2.350 | 2.500 | 6.000 |
| 棟高 | — | 7.877 | 3.210 | 3.507 | 5.766 |
| 平面積 | 133.104 | 273.940 | 33.126 | 21.991 | 39.661 |
| 屋根面積 | — | 368.311 | 40.025 | 33.330 | 62.160 |

※桁行：桁行両端柱間真、梁間：梁間両端柱間真、軒出：側柱真より広こまい外下角まで、軒高：側廻り礎石上端から広こまい外下角まで、棟高：側廻り礎石上端から棟頂まで、平面積：側柱内側面積、屋根面積：屋根平葺面積

第三節 建造物の構造形式

主屋 木造平屋建。屋根切妻柿葺。北（海）向き。桁行一〇間半の中央やや西寄りに背面までの幅一間半のトオリニワをもうけ、東側は傭漁夫（ヤン衆）の寝食空間（ネダイ・大炉あり）、西側は親方の居住空間とし、帳場・茶の間・座敷等をもうける。

文書倉 土蔵造。三階建地階付。一〜三階木造大壁漆喰塗、地階布石積。屋根切妻棧瓦葺。東向き。正面（東面）に木造平屋建前室付き。

米味噌倉 木造平屋建。屋根切妻柿葺。北向き。内部を桁行四室に間仕切り、各室ごとに入出口をもうける。東西両端の室には二階をもうける。

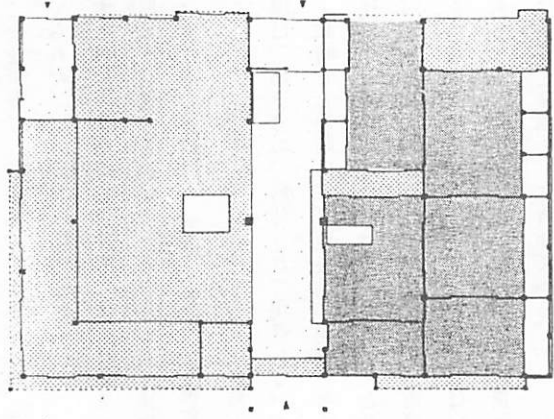
網倉 木造平屋建。屋根切妻並鉛匹鉄板葺。北向き。外壁並鉛引鉄板張。一部中二階をもうける。

便所 木造平屋建。屋根切妻柿葺。西向き。桁行四室に間仕切り、大便所三、小便所一をもうける。基礎を石積とし、床下全面を便槽とする。

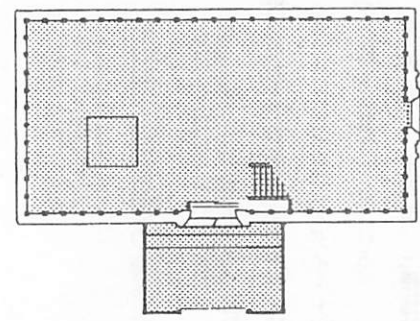
物置 木造平屋建。屋根切妻柿葺。西向き。桁行二室に間仕切をもうける。土間叩き仕上。

石蔵 木造石張平屋建。屋根切妻棧瓦葺。前室（下屋）片流れ柿葺。東向き。

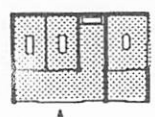
雑倉 布基礎のみ復原（木造二階建、屋根切妻柿葺）。



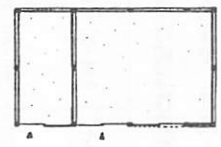
主屋



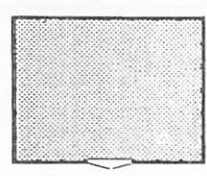
文書倉



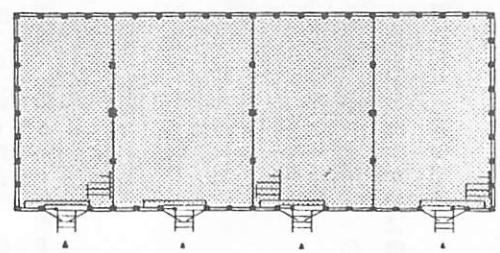
便所



物置



網倉



米味噌倉

第四節 工事の運営及び経過

1 工事に至るまでの経過

明治二年の開拓使設置により場所請負制度が廃止され、その後昭和初期に至るまで、地域はもとより北海道の生活文化・産業経済の振興に寄与してきた鯉漁場経営も、昭和二十九年の大漁を最後に鯉漁は皆無となり、必然的に衰退していった。

余市町では、郷土の貴重な遺産である福原漁場を保存するべく、土地建物の所有者川内氏と協議、昭和五十三年一月十二日付敷地と文書倉について余市町有形文化財の指定をなした。

その後、川内氏より建造物六棟が寄付されたが、居宅としていた主屋を除き他の五棟の建造物は老朽化が著しい状況にあるため、北海道教育庁を通じ文化庁に保存復旧について請願を行った。

福原漁場は往時の鯉漁場経営の遺構として、経営形態の旧状をまとめて残存する北海道内唯一のもので、その価値は大であることから、文化庁はじめ関係機関の慎重な調査研究の結果、敷地面積一万七百三十二平方メートル一七の中に主屋、文書倉、米・味噌倉、網倉、便所、物置の六棟及び敷地を一括として昭和五十七年二月十二日付をもって国の史跡指定を受け、永久に保護保存するに至った。

早速に、建造物保存修理の計画を文化庁係官の現地派遣を得て指導のもとに事業申請の認可され、設計監理は専門の財団法人文化財建造物保存技術協会に委託し、施工については指名競争入札方式とし、総事業費二億二百万円

工期四ヶ年をもってスタートすることとなり、昭和五十八年七月から着手等の諸準備を進め、九月三十日現地做起工式を行い本格的な施工に至った。

一方、土地問題については、昭和五十七年二月史跡指定地一万七百三十二平方メートル一七の内、昭和五十七年度に町有地分を除く主屋周辺（現国道より山側）四千六百六十五平方メートル二〇を補助金を得て余市町が買収、次いで昭和五十八年度には、残りの文書倉裏周辺（現国道より山側）五千八百九十二平方メートル七四も買収することができた。

また、昭和五十九年八月と昭和六十二年十二月に夫々史跡の追加指定地となった水路から沢町寄り周辺（現国道より山側）と既指定地に隣接する斜面地一千二百五十五平方メートル五七については、平成四年度に六百八十八平方メートル五一を、平成五年度に三百三十三平方メートル〇六を買収できた。

2 工事の運営

本事業は余市町の直轄事業とし、予算編成経理関係は余市町教育委員会が担当し、工事の実施は余市町建設水道部住宅都市課が、建造物の設計監理業務は財団法人文化財建造物保存技術協会、更に環境整備設計業務は株式会社環境開発研究所に夫々委託し、文化庁、北海道教育庁の指導のもとに運営した。

また、事務執行にあたっては、文化財保護法、補助金に係る予算の適正化に関する法律及び同法施行令をはじめ、余市町財務或いは工事執行に関する諸条例、規則の他関係法規等を参照して処理した。

3 工事の方針

保存修理のための当初の事業計画は、昭和五十八年度より工期四ヶ年で主屋

や文書倉、米・味噌倉、網倉、便所、物置の建造物六棟を半解体し、遺構調査して往時の漁場を再現する方向で、総事業費は二億二百万円とし、昭和五十八年七月から着手することとし、石蔵と雑倉についても調査復原をはかることになった。

また、建造物の防災施設事業は、計画の途中において追加して実施する方針であり、更に環境整備事業についても、建造物工事等の進捗の推移を見極めながら、文化庁及び北海道の指導と助言、補助を得て工事を実施することとなった。

4 工事の経過

工事は、原則として指名競争入札により請負業者を決定し施工した。

初年度（昭和五十八年度）は、仮設工事として仮設事務所等の建設と、文書倉及び米・味噌倉の倉庫二棟について着手、半解体、揚屋、基礎工事等を実施した。

第二年度（昭和五十九年度）は、前年の文書倉、米・味噌倉工事の継続と主屋、物置、便所の三棟について破損箇所解体調査及び付属下屋解体撤去等を実施した。

第三年度（昭和六十年）は、文書倉の屋根、左官、建具工事及び主屋の揚屋、基礎、木、屋根工事を実施し、米・味噌倉は六十一年度と六十二年度で雑工事をすることとなった。また、復原をはかる石蔵と雑倉について基礎部の発掘調査を行った。

第四年度（昭和六十一年度）は、文書倉及び米・味噌倉については雑工事を実施し、文書倉は完了した。主屋は前年度に引き続いての施工であり、物置、便所については、半解体、基礎、木、屋根、雑工事を実施し完了。さらに、前

年度で調査できなかった雑倉の基礎部発掘調査も実施した。また、本年度より電気・火災報知等の防災施設工事に着手した。更に、環境整備とし土留工事を実施した。

第五年度（昭和六十二年）は、米・味噌倉と主屋について雑工事をもって完了し、新たに網倉と六十年に発掘調査を完了した石蔵に着手、網倉については半解体、揚屋、基礎、木、屋根工事を、石蔵については基礎、木工事を実施した。また、防災施設工事も継続実施した。

第六年度（昭和六十三年）は、網倉については二年目として板金、塗装、雑工事を実施し完了。石蔵については、石工事を中心に施工した。

第七年度（平成元年度）は、石蔵の基礎、木、石工事を実施した。

第八年度（平成二年度）は、前年度の継続として石蔵の基礎、木、石工事の他、屋根工事を実施した。

第九年度（平成三年度）は、建造物についての最終段階を迎え、石蔵の下屋一式と雑倉の基礎工事を完了。これに伴い環境整備については、外構、園路工事に着手した。

第十年度（平成四年度）は、防災工事の完了と、環境整備としては前年度からの継続工事の他、排水、植栽工事を施工した。

第十一年度（平成五年度）は、前年度からの継続として園路、排水、植栽工事を併せて納屋場の設置及び整地工事等を実施した。

第十二年度（平成六年度）は最終年度であり、水路、木橋、整地工事の施工と石標及び説明板、照明等の設備を施工し、十二年目に漸く竣工に至った。

第五節 事業費

1 収入額

| 区分 | 金額 | 備考 |
|---------|--------------|---------|
| 総額 | 四七七、八八七、七四三円 | 補助率 五〇% |
| 国庫補助金 | 二三八、九四〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 北海道補助金 | 一一三、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 所有者負担金 | 一二五、九四七、七四三円 | |
| 雑収入金 | | |
| 昭和五十八年度 | 三五、八六〇、〇〇〇円 | 補助率 五〇% |
| 国庫補助金 | 一七、九三〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 北海道補助金 | 八、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 所有者負担金 | 九、九三〇、〇〇〇円 | |
| 雑収入金 | | |
| 昭和五十九年度 | 六四、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 五〇% |
| 国庫補助金 | 三二、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 北海道補助金 | 一六、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 所有者負担金 | 一六、〇〇〇、〇〇〇円 | |
| 雑収入金 | | |
| 昭和六十年年度 | 六〇、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 五〇% |
| 国庫補助金 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 北海道補助金 | 一五、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 所有者負担金 | 一五、〇〇〇、〇〇〇円 | |
| 雑収入金 | | |
| 昭和六十一年度 | 五五、七六〇、〇〇〇円 | 補助率 五〇% |
| 国庫補助金 | 二七、八八〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 北海道補助金 | 一三、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 所有者負担金 | 一四、八八〇、〇〇〇円 | |
| 雑収入金 | | |
| 昭和六十二年度 | 三二、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 五〇% |
| 国庫補助金 | 一一、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 北海道補助金 | 六、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 所有者負担金 | 一五、〇〇〇、〇〇〇円 | |
| 雑収入金 | | |
| 昭和六十三年度 | 一一、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 五〇% |
| 国庫補助金 | 五、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 北海道補助金 | 六、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 所有者負担金 | 〇、〇〇〇、〇〇〇円 | |
| 雑収入金 | | |
| 平成元年度 | 二八、五一七、三三〇円 | 補助率 五〇% |
| 国庫補助金 | 一四、二五八、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 北海道補助金 | 六、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 所有者負担金 | 八、二五九、三三〇円 | |
| 雑収入金 | | |

2 支出額

| | | |
|--------|-------------|---------|
| 平成二年度 | 四二、八二五、〇〇〇円 | 補助率 五〇% |
| 国庫補助金 | 二一、四二二、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 北海道補助金 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 所有者負担金 | 一一、四〇三、〇〇〇円 | |
| 雑収入金 | | |
| 平成三年度 | 三八、〇〇三、六三九円 | 補助率 五〇% |
| 国庫補助金 | 一九、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 北海道補助金 | 九、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 所有者負担金 | 一〇、〇〇三、六三九円 | |
| 雑収入金 | | |
| 平成四年度 | 四二、六八〇、〇〇七円 | 補助率 五〇% |
| 国庫補助金 | 二一、三四〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 北海道補助金 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 所有者負担金 | 一一、三四〇、〇〇七円 | |
| 雑収入金 | | |
| 平成五年度 | 四〇、二四一、七八七円 | 補助率 五〇% |
| 国庫補助金 | 二〇、一二〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 北海道補助金 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 所有者負担金 | 一〇、一二一、七八七円 | |
| 雑収入金 | | |
| 平成六年度 | 二六、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 五〇% |
| 国庫補助金 | 一三、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 北海道補助金 | 六、〇〇〇、〇〇〇円 | 補助率 二五% |
| 所有者負担金 | 五、〇〇〇、〇〇〇円 | |
| 雑収入金 | | |

| 区分 | 金額 | 備考 |
|---------|--------------|-------------------|
| 総事業費 | 四七七、八八七、七四三円 | |
| 昭和五十八年度 | 三五、八六〇、〇〇〇円 | 仮設・解体・揚屋・基礎・米・味噌倉 |
| 文倉倉 | 一〇、三〇〇、〇〇〇円 | 仮設・解体・揚屋・基礎・米・味噌倉 |
| 米・味噌倉 | 八、二四三、〇〇〇円 | 仮設・解体・揚屋・基礎・米・味噌倉 |
| 共通仮設 | 七、七三〇、〇〇〇円 | 仮設事務所他 |
| 設計等委託 | 七、一四七、〇〇〇円 | |
| その他 | 二、四四〇、〇〇〇円 | 事務経費 |

| | | |
|--|---|--|
| 昭和五十九年度 主屋 文書倉 米・味噌倉 物置 便所 共通仮設 設計等委託 その他 | 六四、〇〇〇、〇〇〇円 一、四五八、三〇〇円 一三、四〇一、三二〇円 三一、五六四、二九〇円 一六〇、五〇〇円 二五八、六〇〇円 一、八六〇、〇〇〇円 二二、七八〇、〇〇〇円 二、五一七、〇〇〇円 | 解体 降屋・屋根・左官・雑 掲屋・木・屋根・雑 解体 仮設・解体 |
| 昭和六十年年度 主屋 文書倉 石蔵 雑倉 共通仮設 設計等委託 その他 | 六〇、〇〇〇、〇〇〇円 三五、七八九、三一〇円 七、〇五六、〇〇〇円 四〇五、〇〇〇円 五四五、〇〇〇円 一、八八八、〇〇〇円 一、九八〇、〇〇〇円 二、四〇七、〇〇〇円 | 仮設・掲屋・基礎・木・屋根 木・屋根・左官・建具 発掘(地下遺構調査) 発掘(地下遺構調査) |
| 昭和六十一年年度 主屋 文書倉 米・味噌倉 物置 便所 雑倉 共通仮設 環境整備 設計等委託 その他 | 五五、七六〇、〇〇〇円 一六、一七六、〇〇〇円 三、四八〇、〇〇〇円 一、三九〇、〇〇〇円 二、五八七、〇〇〇円 三、八四八、〇〇〇円 二〇一、〇〇〇円 二、三七〇、〇〇〇円 一〇、〇〇〇、〇〇〇円 一〇、一九二、〇〇〇円 一一、一三六、〇〇〇円 二、三八〇、〇〇〇円 | 木・建具・壁貼・雑 雑 基礎・木・屋根・雑 基礎・木・屋根・雑 発掘(地下遺構調査) 電気・防災施設(火報他) |
| 昭和六十二年年度 主屋 米・味噌倉 網倉 石蔵 共通防災 共通仮設 設計等委託 その他 | 二二、〇〇〇、〇〇〇円 六二七、〇〇〇円 六二〇、〇〇〇円 五、二八〇、〇〇〇円 五、六八四、一五〇円 一、二四四、〇〇〇円 一、七五七、八五〇円 四、三八〇、〇〇〇円 二、四〇七、〇〇〇円 | 事務経費 建具・雑 雑 解体・掲屋・基礎等一式 基礎・木 電気・防災施設(火報他) |
| 事務経費 | | 事務経費 |

| | | |
|---|--|---------------------------------|
| 昭和六十三年年度 網倉 石蔵 共通仮設 設計等委託 その他 | 二二、〇〇〇、〇〇〇円 一、九七一、〇〇〇円 一、三四一、〇〇〇円 二、一二八、〇〇〇円 四、三八〇、〇〇〇円 二、一七九、〇〇〇円 | 仮設・木・屋根・板金 仮設・基礎・木・石 事務経費 |
| 平成元年度 石蔵 共通仮設 設計等委託 その他 | 二八、五一七、三三〇円 一九、七二〇、三二〇円 二、〇九五、〇二〇円 四、九五四、三〇〇円 一、七四七、六一〇円 | 仮設・木・石 事務経費 |
| 平成二年度 石蔵 共通仮設 設計等委託 その他 | 四二、八二五、〇〇〇円 三六、六八六、五四〇円 二、一四四、四六〇円 三、四九二、七三〇円 五〇一、二七〇円 | 仮設・基礎・木・石・屋根 事務経費 |
| 平成三年度 石蔵 雑倉 共通仮設 環境整備 設計等委託 その他 | 三八、〇〇三、六三九円 二四、七〇一、四六〇円 四、五三二、〇〇〇円 一、〇四八、五四〇円 二、七八八、二二〇円 四、四一四、五八〇円 五一八、八四九円 | 下屋一式 基礎 外構・園路 事務経費 |
| 平成四年度 共通防災 環境整備 設計等委託 その他 | 四二、六八〇、〇〇七円 二六、八八三、〇〇〇円 九、〇四二、三七〇円 六、二八三、〇〇〇円 四七一、六三七円 | 防災施設 外構・園路・排水・植栽 事務経費 |
| 平成五年度 環境整備 その他 | 四〇、二四一、七八七円 三九、九七九、四五〇円 二六二、三三七円 | 園路・排水・植栽・納屋場・整地 事務経費 |
| 平成六年度 環境整備 共通仮設 その他 | 二六、〇〇〇、〇〇〇円 二〇、〇九六、〇〇〇円 二、五五四、〇〇〇円 三、三五〇、〇〇〇円 | 水路・木橋・石標・説明板・照明 事務経費 |